

わが町の ドクター跡取りクリニック

第7回・完

ドクターの状況に適した アドバイス



税理士法人ブレインパートナー代表社員／公認会計士・税理士
矢野 厚登

〔図表〕 ドクターの状況と対策一覧

	個人		医療法人（旧制度）	
	所得・高	所得・低	中小規模法人	大規模法人
後継者なし	法人化（新制度） 検討 残余財産の コントロール	現状維持 生前贈与	持分評価減 対策 ①類似業種 ・退職金 ・役員賞与 ・生命保険 etc	新制度法人 への移行検討 贈与税対策 のための 要件具備 ↓ 「出資持分のな い医療法人へ の円滑な移行 マニュアル」 参照 （厚労省HP）
	所得・高 相続財産・多 所得・低	法人化（新制度） 検討 現状維持 生前贈与	新制度への 移行を検討。 ただし、 贈与税対策 必要 持分評価減 対策	

医療法人の設立手続として、都道府県が主催する説明会への出席が義務付けられています。医療法人の制度変更があった2007年4月以降は出席者が激減しましたが、最近では制度変更以前よりも出席者が増えていきます。その背景には、個人に対する増税と法人に対する減税という流れについての意識の高まりと、医療法人制度への正しい認識が深まってきたことがあげられます。

そうした状況下、金融機関の担当者がドクターの経営状況に適したアドバイスができるように、これまで述べてきた内容を整理すると図表のようになります。ポイントは後継者の有無と所得水準の高低、そして相続財産が多いか少ないかを確認すること

です。さらに、旧制度の医療法人は、持分評価が膨大となって相続税や持分払戻しによつて経営基盤が揺らぐおそれのある大規模法人と、それ以外の中小規模法人に分けて考えます。

この図表は、医院経営において税金のコストを削減することと、円滑な事業承継に資することを主眼として作成されていますが、ドクターやその親族、顧問税理士による見解と異なることもあります。いずれにしても、普段接している金融機関の担当者や中立の立場でドクターの悩みを聞きやすい立場にありますから、このような情報をぜひ今後の取引深耕にお役立ていただければと思います。